

VII. 修繕工事処理要領

Ⅶ. 修繕工事処理要領

1. 工事の適用範囲	257
2. 申込者への対応及び施工	257
3. 本市への連絡事項	257
4. 修繕工事施行届及び修繕工事施工図の提出	258
5. 修繕工事に関する記録及び保管	258

Ⅶ. 修繕工事処理要領

1. 工事の適用範囲

指定事業者が行う修繕工事の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 給水装置が破損した場合、これを原形に修復する工事。ただし、水道法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更〈注〉については、適用範囲から除くものとする。
- (2) 凍結を解氷するなど、使用不能の状態から回復する工事。
- (3) 給水装置工事設計施工指針「1.8 給水装置工事の種類」〈解説〉3. 修繕工事の適用による工事。

〈注〉給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に位置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。（水道法施行規則第13条に基づく。）

2. 申込者への対応及び施工

修繕工事の際は、下記事項に留意すること。

- (1) 指定事業者は申込者に対し、修繕工事前に修理内容、工事代金について十分な説明を行い、合意を得た後に施工すること。
- (2) 建物内に入り修繕工事を行う場合は、申込者又は水道利用者の立会いを得てから行うこと。
- (3) 修繕工事を行う者は、申込者に対し親切で丁寧な応対を行い、作業は迅速かつ確実に行うこと。
- (4) 施工にあたっては、給水装置工事設計施工指針に基づき、適切な工法により行うこと。

3. 本市への連絡事項

指定事業者は、次に示すものについては、所管の配水管理課維持管理係に連絡し、指示を受けること。

- (1) 水道メーター（逆止弁付パッキン含む）及び水道メーター上流の修繕工事。
- (2) 修繕工事で公道を掘削する場合。
- (3) 地下凍結の場合。
- (4) メーターきょうの中蓋がないもの又は破損等を発見した場合。
- (5) メーターきょうの上蓋がないもの又は破損等を発見した場合。
- (6) メーター上流のポリエチレン管内面剥離による出水不良事故等の場合。
- (7) 施工不良が原因の場合。
- (8) 断水を必要とする場合。ただし、断水箇所が修理する家屋のみの場合は除く。

〈解 説〉

特に(1)から(6)までの修繕工事については、本市の維持管理上、市の費用をもって施工しているものがあるため、必ず事前に所管の配水管理課に連絡すること。

なお、本市の費用負担の範囲は本市が判断するものであることから、申込者への説明については、後日、トラブルが生じないよう十分に注意すること。

4. 修繕工事施行届及び修繕工事施工図の提出

- (1) 給水装置工事設計施工指針「1.8 給水装置工事の種類」＜解説＞3. 修繕工事の適用で定める修繕工事を行った場合は、施工した内容が省令で定める構造及び材質の基準に適合していることを確認し、施工完了後速やかに修繕工事施行届を所管の料金課に提出すること。
- (2) 修繕工事施行届には、施工場所、修繕内容、施工年月日、指定事業者名、主任技術者名、お客様番号（栓番）、修理完了時のメーター指針等を必ず記載すること。（指針が記入出来ない場合は、その理由をコメント欄に記載すること。）
- (3) 水道メーターの位置変更、水道メーター器種の変更、給水管の位置の変更、給水管の取替え等の修繕については、修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係（検査業務受託者）に提出すること。

(4) 修繕工事施工図の「メーター上流給水管情報」は、新設及び既設給水管の情報を項目ごとに記入することとし、記入する範囲については、単独栓は分岐から水道メーターまで、連合栓は分岐から第1親止水栓までとする。ただし、改良（布設替）不可能な単層ポリエチレン管等については、凡例記号が必要なことから、下記の表を参考に記入すること。

凡例記号	残存（改良不良可能）理由
A	道路掘削規制
B	ロードヒーティング
C	技術上不可能（障害物、基礎下等）
D	掘削拒否
E	その他（ ）

- (5) 給水装置（新設・改造・撤去）工事に伴い、隣接する家屋の既設給水管を切替える（チーズ撤去）等の工事を行った場合は、隣接する家屋の修繕工事施工図を作成し、給水装置課検査係（検査業務受託者）に提出すること。
- (6) 修繕施工図の作成にあたって、施工場所、施工内容を分かりやすく図示するとともに、使用材料とその数量を一覧表にし、記載すること。

5. 修繕工事に関する記録及び保管

指定事業者は、施工した修繕工事に関して給水装置ごとに申込者、施工の場所、施工完了年月日、主任技術者の氏名、しゅん功図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項・水道法第25条の4第3項第3号の構造・材質基準適合の確認の方法及びその結果について記録を作成し、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

修繕工事施行届

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

水道局への提出月日	年 月 日	修繕工事の施工月日	年 月 日										
施工場所の住所	札幌市 区												
アパートなどの名称													
お客様氏名	<table border="1"> <tr> <td>お客様番号</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			お客様番号									
お客様番号													

札幌市水道事業給水条例第7条に基づき上記のとおり届けます。なお、施工した修繕工事の構造及び材質については、水道法施行令第5条に定める基準に適合していることを確認しました。

札幌市指定給水装置工事事業者名 (No.)
電話

給水装置工事主任技術者 (第 号)

主任技術者の (構造及び材質) 確認年月日
年 月 日

(下の表から 記号 を記入してください)

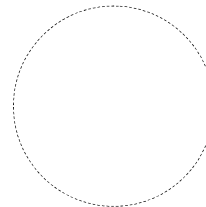
場所	箇所	内 容	漏水の有無
修 繕 内 容			有・無
			有・無
			有・無

修繕完了時のメーター指針 m³

修理内容の「その他」又は「記号のないもの」等はコメントをここに記載してください。

水道局記載欄

水道局受付印



受付No. : (調定番号)
種 別

係	入力済印

※修理場所・箇所・内容の記号表

◎修理場所

◎修理箇所

◎修理内容

記号	場 所	記号	箇 所	記号	箇 所
ナ	メーター内	タ	台 所	ホ	ボイラー室
カ	メーター外	セ	洗面所	サ	散水栓
ニ	受水槽以降	フ	風 呂	ス	受水槽
コ	公 道	ト	トイレ	ソ	その他

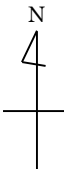
記号	内 容	記号	内 容	記号	内 容
E	水抜栓ピストン取替	Q	トイレのボールタップ修理	I	給水管折損
Y	水抜栓パッキンのみ取替	N	受水槽のボールタップ修理 FMバルブ含む	W	屋内(隠ぺい)配管修理
S	水抜栓及び立上り装置取替	M	メーター故障	J	屋内(露出)配管修理
P	地下漏水(水抜栓以外)	H	ボイラー等給水用具修理 (減圧・安全弁)	X	漏水異常なし
R	水抜栓・防寒等の操作誤り	U	ボイラー等給水用具修理 (減圧・安全弁を除く)	T	凍結解氷
				Z	そ の 他

※FAXで届出を行う場合は、FAX番号をよくご確認のうえ、お間違えのないように注意してください。

所 管 課	中部料金課	北部料金課	南部料金課
担 当 区	中央区・南区	北区・東区・西区・手稲区	白石区・厚別区・豊平区・清田区
F A X 番 号	011-231-2766	011-761-6976	011-814-2006

修繕工事施工図

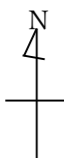
(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

給水栓番号		水道局への提出年月日	年	月	日							
設置場所	札幌市 区	水道局受付印										
工事申込者	住所											
	氏名											
下記の修繕工事を施工したので届けます。 札幌市指定給水装置工事事業者(第 - 号)		施工年月日	年 月 日									
		給水装置工事主任技術者										
		配水管施工技能者又は その他技術を有する者										
工事の内容(該当する番号を○で囲んでください) 1. 水道メーター位置の変更 2. 水道メーター器種の変更 3. 給水管位置の変更 4. 給水管の取替 5. その他()												
												
メーター上流給水管情報		管理図番号		課長	係長	係						
公道		宅地内										
管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	-	-	()
			-	()				-	()	-	-	()
			-	()				-	()	-	-	()
			-	()				-	()	-	-	()
			-	()				-	()	-	-	()

修繕工事施工図

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

給水栓番号		水道局への提出年月日		年	月	日	
設置場所	札幌市 区	施行年月日	年	月	日	水道局受付印	
工事申込者	住所	給水装置工事主任技術者					
	氏名	配水管施工技能者又は その他技術を有する者					
修繕工事を施工したので届けます。 札幌市指定給水装置工事事業者 (第 - 号)		工事の内容 (該当する番号を○で囲んでください) 1. 水道メーター位置の変更 2. 水道メーター器種の変更 3. 給水管位置の変更 4. 給水管の取替 5. その他 ()					



メーター上流給水管情報										管理図番号	課長	係長	係		
公道					宅地内										
管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	-	-	()			
			-	()				-	()	-	-	()			
			-	()				-	()	-	-	()			
			-	()				-	()	-	-	()			

修繕工事施工図

(記載例)

(あて先) 札幌市水道事業管理者 水道局長

水道局への提出年月日

年 月 日

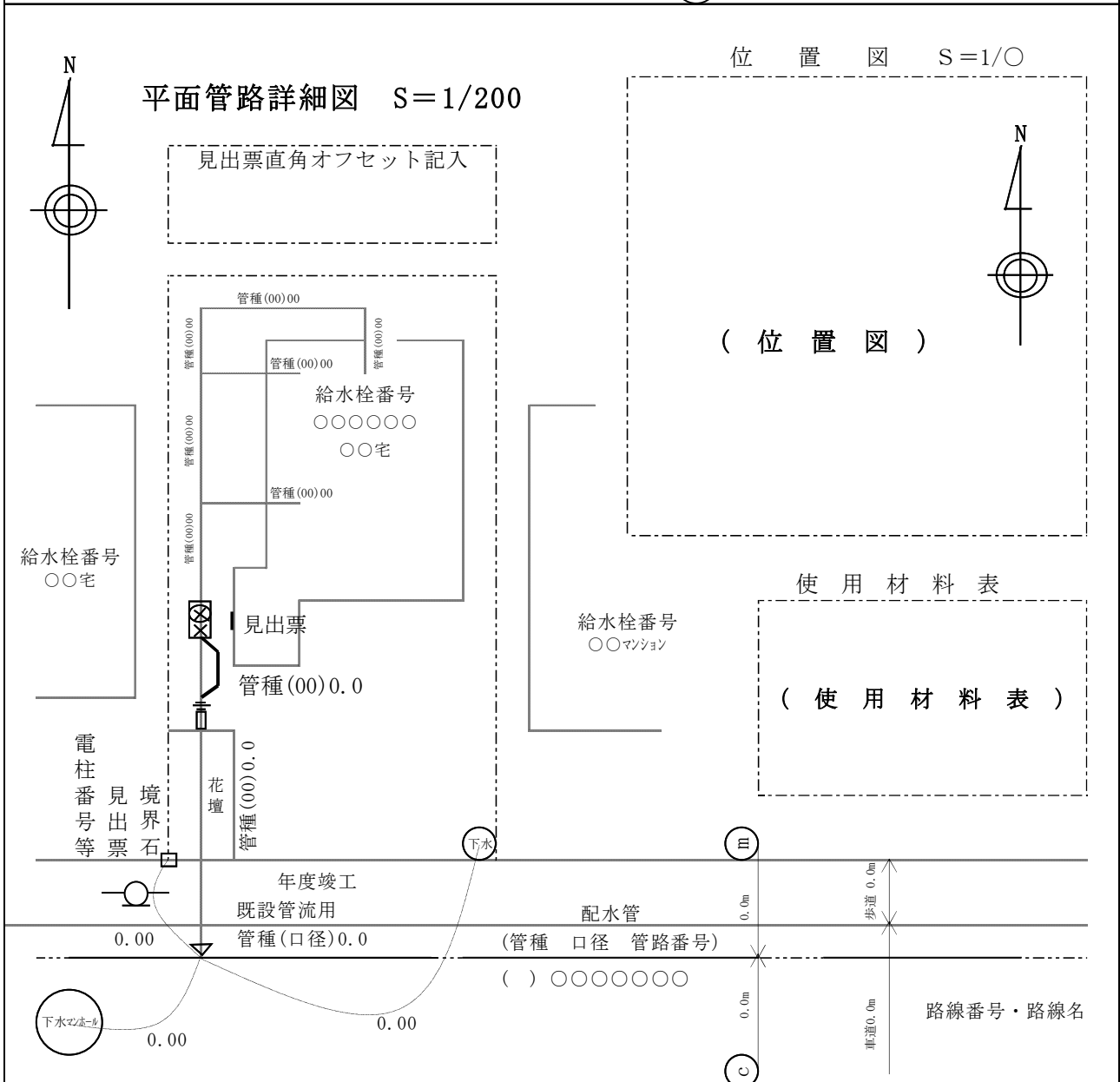
給水栓番号			水道局受付印
設置場所	札幌市〇区〇〇条〇〇丁目		
工事申込者	住所		
	氏名		

下記の修繕工事を施工したので届けます。
札幌市指定給水装置工事事業者(第 ー 号)

施工年月日	年 月 日
給水装置工事主任技術者	
配水管施工技能者又はその他技能を有する者	

工事の内容(該当する番号を○で囲んでください)

1. 水道メーター位置の変更 2. 水道メーター器種の変更 3. 給水管位置の変更 4. **給水管の取替** 5. その他()



メーター上流給水管情報										管理図番号	課長	係長	係				
公道					宅地内												
管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	管種	口径	延長	布設年度	凡例記号	00-00-00(0)							
			〇-〇〇											-	-	()	
														-	-	()	
														-	-	()	